

# 後期課程「学校生活のきまり」

## 1. 容姿や衣服等のきまり

### (1) 頭髪

- ① パーマ・カラーリング・脱色・剃りこみは禁止する。
- ② 男女ともに、清潔さを保つようにする。
- ③ 前髪は目にかからないようにする。
- ④ 後ろ髪が肩につく場合は、ゴムなどで結ぶ。
- ⑤ 髪止め、ピン止め、ゴムは飾りのないもので、色は黒・紺・茶とする。アクセサリ等は使用しない。

### (2) その他

- ① 爪は短く切って生活に保つ。磨いたり、マニキュアを塗ったりしない。
- ② 化粧はせず、ピアスなどの装飾品は身に付けない。ピアス穴を空けることもしない。
- ③ 眉毛を描いたり剃ったりして、不自然な形にしない。
- ④ アイプチ等、二重矯正などはしない。
- ⑤ 香水や匂いスプレー、匂いのある制汗剤等は使用しない。

### (3) 制服 (A型とB型のどちらかを選択する。) ※ジャケットのボタンは締める。

【A型 白ワイシャツと学校指定のジャケット・ネクタイとズボン】

- ・ズボンは下げてはかず、裾は床につかない長さとする。
- ・ベルトは飾りのない黒色のものとする。
- ・(冬季) ジャケットとネクタイを着用し、名札はジャケットの左胸部につける。
- ・(夏季) ジャケットとネクタイを着用せず、名札はワイシャツの左胸部につける。

【B型 白ワイシャツと学校指定のジャケット・リボンとスカート】

- ・スカートの丈は膝が隠れる程度の長さとする。
- ・(冬季) ジャケットとリボンを着用し、名札はジャケットの左胸部につける。
- ・(冬季) ストッキングの着用を認める。色は黒・紺とする。
- ・(夏季) ジャケットとリボンを着用せず、名札はワイシャツの左胸部につける。

### (4) 靴下

- ① 靴下の色は、白・黒・紺・グレーを基調とするものとする。
- ② 派手な柄やキャラクターものは使用しない。ワンポイントやライン等は可。
- ③ ルーズソックスは不可。
- ④ くるぶしが隠れない靴下は、通年使用可とする。ただし、足の甲まで見えるものは不可とし、部活動等安全上配慮が必要な場合は、適切な丈のものを使用する。(R5に児童生徒会提案で承認)
- ⑤ 制服の【B型】は、冬季期間にストッキングの着用を認める。色は、黒・紺とする。

### (5) 名札

- ① 学校生活中は、学校指定の名札を左胸部につける。
- ② 他人の名札を勝手につけない。

## (6) 上履き

- ① 学校指定の上履き（体育館兼用）を使用する。
- ② かかとをつぶさない。
- ③ 名前を決められた位置に黒の油性ペンで書く。

かかとの部分



## (7) 下履き

- ① 靴の色は自由とし、運動に適した靴とする。
- ② サンドル（クロックス等）やブーツ、ハイカットタイプは不可。

## (8) 体操服

- ① 学校指定のジャージ上下、半そでシャツ、ハーフパンツとする。  
※半そでシャツの下に長袖インナーを着ない。また、ハーフパンツの下にタイツ等を履かない。
- ② 体操服の内側に必ず記名する。

## (9) その他衣類品

<防寒着等> ※ひざ掛けは持ってこない。タイツやセーターなど、服装で対応すること。

### 【ウインドブレーカー】

- ・ 冬季期間中は、部活動、登下校時に着用してもよい。
- ・ 色は、白、黒、紺、青等の落ち着いた色を基調としたものとする。
- ・ 部活動で購入したものも着用を認める。

### 【コート・ハーフコート】

- ・ 冬季期間中は、登下校時に着用してもよい。
- ・ 色は、黒・紺・グレー・茶とする。
- ・ デザインは華美でないものとする。

### 【セーター（ニット）】

- ・ 冬季期間中、制服の下に着用してもよい。
- ・ 制服から（ジャケットから）袖、裾がはみ出ないものを着用する。
- ・ 色は黒、紺、グレー、茶とする。
- ・ セーターのみの着用は不可。

※冬季の授業中に暖房等で暑くなった場合、その授業中のみジャケットを脱いでセーターのみで授業を受けることは認める。その後も暑い場合には、セーターを脱いでジャケットを着たり、ワイシャツで過ごしたりするなどにより体温調節を行い、セーターのみで生活を続けることは認めない。

### 【雨具】

- ・ 自転車通学者は、雨天時に雨合羽、レインコートを着用する。
- ・ 色は、黒、紺、白を基調とし、反射材が付いているものを着用する。

## (10) かばん・バッグ類

- ① 持ち運びのしやすいもので、学校生活に適したデザインの物。教科書類が入らないものは不可。
- ② 個人ロッカー（縦：99.4cm、横：33.7cm、奥：45cm）に収納ができるもの。
- ③ 華美な装飾のものは不可。キーホルダーは目印目的とし、1つ程度とする。
- ④ カバンやバッグ類は2点までとする。（2つのバッグやカバンで学習用具や部活動用具が収まるようにする。1つはリュックサックでも可）

## (11) 持ち物

- ① 学校生活に必要なものを持ってこない。
- ② 携帯電話・スマートフォンなど通信機器など外部と連絡の取れるものを持ってこない。  
※事情により、携帯電話・スマートフォンの持ち込みを希望する場合には、許可申請書を作成し、保護者と担任の面談の後、校長の許可を得て持ち込みを認める。ただし、在校中は校務センターに預ける。
- ③ 違反するものを持ってきた場合は学校で預かり、保護者への連絡後、保護者に引き取ってもらう。

## 2. 自転車通学について

- ① 自転車の許可を受けたい生徒は、学級担任を通じて、許可願を提出する。  
※通学距離に関係なく、誰でも自転車通学は可。
- ② 自転車通学の許可を受けた生徒は、学校から自転車ナンバーステッカーの交付を受けて、担任の指示に従って、自転車後部の泥除け（フェンダー）に取り付ける。
- ③ 使用できる自転車のタイプは次の通りである。
  - ・ ギアは付いていてもいなくても可。
  - ・ 普通型ハンドルのもの。（ドロップ式は不可）
  - ・ 荷台・前かごが付いているもの。
  - ・ 両足スタンドのもの。
  - ・ ベル、ブレーキ、ライト、鍵などが正常に装備され作動するもの。
  - ・ 不正改造されていないもの。
- ④ 自転車通学者は、学校で配付するヘルメット（学校から配付）および反射タスキ（自分で購入）を着用すること。（ヘルメットはより安全性の高いものを個人で用意してもよい）
- ⑤ 安全に運転できない重さのかばん・バッグ類は荷台に荷ヒモで括り付ける。2 つ目（リュックサック）のカバンやバッグは背中に背負う。（前かごに入れるのは不可）自転車のかごにはレインコートを入れ、他のものはかばん・バッグに入れる。
- ⑥ 自転車通学者は、雨天時、雨合羽、レインコート（黒、紺、白、反射材付き）を着用すること。
- ⑦ 自転車通学者は、通学の際、交通安全に十分留意し、交通マナーを遵守すること。横断歩道は自転車から降りて押して渡ること。



**★自転車通学者の内、以上の条件が満たされなくなった場合、許可を取り消すこともある。**

## 3. 中学校の生活

### (1) 登下校

- ① 登校時刻に間に合うように余裕をもって家を出る。
- ② 制服登下校を【基本】とする。
  - ・ 1 時間目の授業が体育などのジャージで行う授業の場合でも制服で登校し、登校後にジャージに着替える。
  - ・ 部活動が無い日は、制服下校とする。（雨天時はジャージ下校が望ましい）
  - ・ 部活動がある日は、ジャージのまま下校でよい。

#### 【雨天時】

- ・ 雨天時は、雨合羽やレインコートの着用に関わらず、各自の判断とする。雨合羽等の着用や濡れることを考慮すると、ジャージが望ましい。

## 【夏季】

- ・真夏の暑い時期（目安：6月中旬～9月末）には、半そで・ハーパンでの登下校（暑さ対策のための対応なので、登下校で長ジャージは着用しない）を認めるものとする。ただし、制服（クールビズ）でもよいものとし、自己判断を促す。また、半そで・ハーパンで学校生活している中で、エアコン等が効き過ぎてしまい、寒い場合には制服（クールビズ）着用も可とする。
  - ※制服の生徒と半そで・ハーパンの生徒が混在する状況となる。
  - ※あくまで自己判断を促し、期間限定である。
  - ※問題が見られれば、その都度改善していく。
  - ※上記対応の決定については、企画会や生徒指導部会にて検討・判断を行う。

## 【冬季】

- ・登校の際、防寒着の下にジャージを着用してきた場合で、1時間目がジャージでない授業の時には、登校後速やかに制服に着替える。
  - ・【制服B型】スカートの下に、ジャージやウインドブレーカーのズボンを履いて登下校をしない。
- ③ 交通ルール・マナーを守って通学路を登下校する。
  - ④ 横断歩道では、自転車から降り、自転車を押して渡る。
  - ⑤ 自転車通学の生徒は、児童の通学班（徒歩）と通行帯が重なる場合は、児童を優先して通し、安全確認をしながら通行する。
  - ⑥ 登校後は校外に出ない。
  - ⑦ 下校中、友人宅によったり、買い食いしたりなどの寄り道をしない。
  - ⑧ 暗くなったら自転車のライトを早めに点灯する。

## (2) 駐輪場・靴箱

- ① 駐輪場の前面にタイヤをつけ、ハンドルをまっすぐ又は左側に傾けてキレイに駐輪する。
- ② スタンドはロックし、鍵を必ずかける。
- ③ ヘルメット、タスキは、防災、防犯のため教室に持ち込み、ヘルメットはイスにかける。
- ④ 靴は昇降口の自分の靴箱にきれいに入れる。
- ⑤ 傘は指定の位置に収納し、忘れずに持ち帰る。

## (3) 朝の時間

- ① 8時10分には名札を着用し、着席をして待つ。
- ② かばん、バッグ類は自分のロッカーに入れる。机の横にはかけない。
- ③ 遅刻した場合は、担任又は授業担当者へ登校したことを告げる。
- ④ 欠席・遅刻・早退する場合は、8時00分までに保護者がリバー又は電話で学校へ連絡する。
- ⑤ 提出物は朝の会までに担任に提出する。特に金銭は忘れずに提出する。

## (4) 学習

- ① 開始3分前には着席し、担当教科の先生を待つ。
  - ② 真剣な態度で学習に取り組み、居眠りをしない。
  - ③ 体育や美術などのジャージに着替えて行う授業の間が1時間の場合には、その間の授業はジャージのまま受けてもよい。
- (例)・2時間目と4時間目がジャージで行う授業の場合は、3時間目ジャージでもよい。
- ・5時間目がジャージで行う授業の場合で、部活動ありの日は6時間目ジャージでもよい。ただし、部活動がない日は、6時間目前に制服に着替えることを基本とする。

## (5) 休み時間

- ① 廊下は原則、右側通行とする。
- ② 移動教室は休み時間中に移動する。
- ③ 冬季の移動教室で寒い場合には、ウインドブレーカー等の着用を妨げない。
- ④ 移動時は、机を片付けて次の学習の準備をする。
- ⑤ 教室・廊下・階段・オープンスペースなどで走ったり騒いだりしない。
- ⑥ 他学年のフロアや教室、階段やトイレなどに入ったりしない。ベランダには出ない。
- ⑦ 無許可で駐輪場や駐車場に行かない。
- ⑧ 教材や部活動の用具、体育用具などを無許可で使わない。
- ⑨ 図書室はマナーを守って利用する。

## (6) 給食

- ① 4 時間目終了後、給食の隊形に移動し、給食の準備を始める。
- ② 4 時間目終了は5分以内にトイレや手洗い等を済ませ着席する。
- ③ 衛生管理上、当番は以下の決まりで行う。
  - ・給食当番は、白衣（エプロン）、帽子（三角巾）、マスクを身に付ける。配膳を取りに行く場合も同様。
  - ・白衣（エプロン）・帽子（三角巾）・マスクの管理は個人で行い、週の最後の日に家庭に持ち帰って洗濯する。
  - ・当番以外の生徒は配膳しない。白衣（エプロン）・帽子（三角巾）・マスクを着用していない生徒も配膳しない。
- ④ 全員が着席してからセルフサービスで自分の分を取りに行く。
- ⑤ 当番は食器類の運搬・台拭き・床清掃を行う。

## (7) 清掃・美化

- ① 時間までに清掃分担場所に移動し清掃を始める。
- ② 自分の分担場所が終わったら、教室の清掃を手伝う。
- ③ 清掃用具は丁寧に扱い、用具の片付けや洗剤の返却を決められた方法で行う。
- ④ 班長は清掃担当場所の状況を確認し、整列させ、担当の先生の確認を受ける。
- ⑤ ごみを散らさないように留意し、落ちているごみは進んで拾い捨てる。

## (8) 帰りの時間

- ① 翌日の授業の用意、変更などを背面ホワイトボードに担当の生徒が記入する。
- ② 教科当番は教科担当の先生に、昼休みまでに翌日の予定を確認しておく。
- ③ 6 時間目（その日最後の授業）終了後、ただちに帰りの会を行う。
- ④ 教室やオープンスペース保管の資料や教材、学習者用端末は、決められた場所に保管する。
- ⑤ 放課後に活動がある場合は、教室に荷物を置かず、活動場所に持っていく。
- ⑥ 用事がない場合は速やかに下校する。（バス下校以外の生徒に限る）
- ⑦ バスの出発時間を待つ場合は、学年の先生の指示に従って過ごす。

## (9) 部活動（詳しくは、部活動運営方針を参照）

- ① 終了時刻（原則、完全下校時刻 15 分前）を守る。
- ② 月曜日、木曜日は活動しない。
- ③ 原則として、土曜・日曜日のいずれかは休養日とする。
- ④ 各部で決められたもの、もしくは学校指定の体操服で活動する。
- ⑤ 欠席する場合は、自分で必ず顧問の先生に連絡をする。友達の股伝えはしない。

## (10) 礼儀

- ① 礼儀正しい言葉遣いや態度で過ごす。
- ② 校務センターの出入りの際は、荷物と防寒用具をドアの外へ置き、あいさつをし、自分のクラス・名前と要件を伝える。
- ③ 親しき中にも礼儀があることを忘れず、お互いの人格を尊重し合う。

## (11) 保健室利用

- ① 保健室は、登校後ケガをしたり具合が悪くなったりした場合に利用する。
- ② 保健室を利用する場合は、担任もしくは授業担当の先生に承諾を得て、保健室利用カードを書いてもらい利用する。休み時間の時には次の授業者の先生に話をする。
- ③ 利用時間はできるだけ休み時間にし、休む場合は、1時間を目安に休ませてもらう。
- ④ 具合がよくなる場合や大きなけが等の時は、先生に家庭連絡をとってもらい早退する。
- ⑤ 緊急時以外は付き添いで保健室に行かない。
- ⑥ 養護教諭が不在の場合は、担任もしくは校務センターの先生に声をかける。  
※基本的に担当学年が対応を行い、詳細を来室記録に記載する。

## (12) 公共物の愛護

- ① 校舎や机、いす、体育用具、その他公共物は大切に扱い、破損しないようにする。
- ② 不注意で校舎、学校用具、ガラスなどを破損させた場合には、速やかに担任もしくは学年の先生に報告し、指示に従う。ガラス等破片でケガをする可能性があるので、触らない。
- ③ 学校用具や備品は、先生の許可を受けてから使用し、使用後はきちんと元に戻す。
- ④ 安全装置や電気設備、火災報知機や防火扉などには絶対に触れない。
- ⑤ エアコンのスイッチは無許可で触らない。

## (13) 校外生活

- ① 校外生活においても、本校生徒としての自覚をもって行動する。
- ② 雅俗の一員としての役割を自覚し、社会の一員としての責任ある行動をする。
- ③ 外出する時は、行先、要件、同伴者、帰宅時間等を必ず家の人に伝える。
- ④ 夜間外出は、保護者同伴以外は禁止する。友人宅への宿泊はしない。
- ⑤ 生徒だけで郊外への外出、ゲームセンター等の遊戯施設、飲食店などの出入りをしない。
- ⑥ 危険が予測される場所へ行かない。(海や川、用水路や工事現場等)
- ⑦ 自転車利用の際は、休みの日であっても、ヘルメット・タスキを着用し、安全に利用する。
- ⑧ 事故など何かあった場合は、家の人に連絡をし、学校へも連絡をする。